資料１

令和９年度本庁部局の組織見直し案等について

１　基本的な考え方

県民の皆さんが未来に希望を持ち、幸福を感じながら、元気に、かつ安全・安心に暮らせるよう、社会経済情勢の変化に柔軟かつ的確に対応する県政運営が求められます。

こうした中、県政を取り巻く課題や複雑・多様化する行政ニーズに的確に対応できるよう、令和９年度に向けて必要となる組織機構の見直しを行います。

２　本庁組織の見直し案

（１）「南部地域振興局」の政策企画部への移管

人口減少や若者の流出が著しい南部地域では、地域活力の維持が危ぶまれる状況にあり、南部地域活性化に係る政策検討をこれまで以上に推進していく必要があります。

このため、南部地域振興局を地域連携・交通部から政策企画部に移管し、企画機能の強化を図るとともに、人口減少対策など政策企画部で推進する施策との一層の連携を進めます。

（２）危機事案に迅速に対応するための組織の見直し

県民の暮らしを脅かす危機事案に対して、万全の体制を整えておく必要があります。こうした危機事案への対応を総合的かつ機動的に進めていくため、防災対策部の危機管理課を政策企画部に移管し、安全政策課（仮称）として組織を再編します。

（３）水道関連業務の移管

令和６年度から厚生労働省が所管していた水道整備・管理行政が、国土交通省と環境省に移管されました。

こうした国の体制変更の中、水道整備・管理行政を県として一元的に進めていくため、環境生活部で所管していた水道関連業務を県土整備部に移管します。

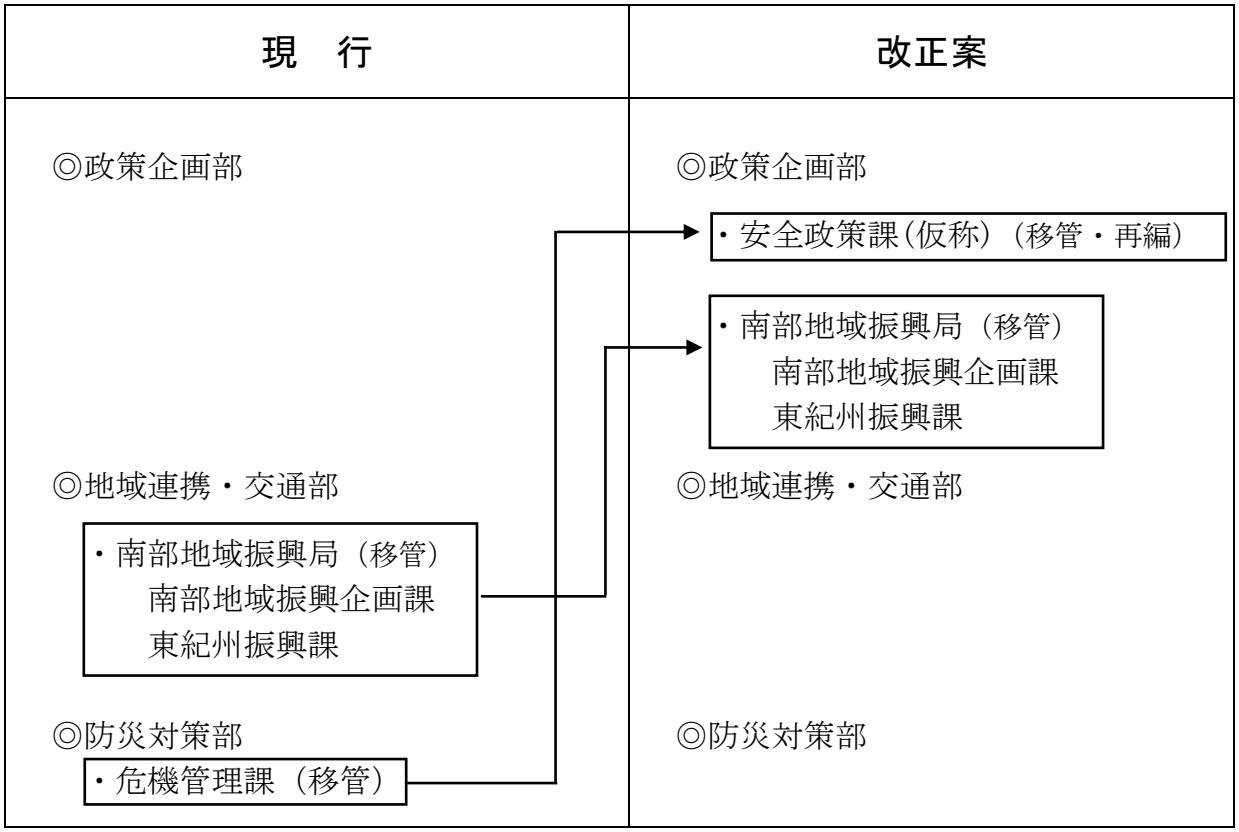

３　危機管理統括監について

南海トラフ地震の切迫性の高まり、風水害の激甚化・頻発化などが懸念される中、危機管理統括監の役割は今後ますます重要となります。

また、危機管理課の再編をふまえ、危機管理統括監は政策企画部・防災対策部を中心に、これまで以上に部局横断的に指揮を行うこととなります。

こうしたことをふまえ、危機事案に対する指揮命令系統の一層の強化を図るため、危機管理統括監を一般職から特別職とすることを検討します。

４　「サイバー警察部」の設置について

警察法施行令の改正を受け、三重県警察本部に「サイバー警察部」を新設し、各部に分散していたサイバー警察事務を一元化することで、深刻化するサイバー空間を巡る脅威に的確に対処します。

５　今後のスケジュール

令和９年定例会２月定例月会議に関係条例案を提出し、令和９年４月１日から施行する予定です。